研究費の不正使用について－カラ出張－

カラ出張とは、出張申請等を虚偽に作成し、旅費を不正に請求する行為です。今回は、文科省 HP で公表されている、他大学で実際に発生したカラ出張の事案を紹介します。

◇研究機関	国立大学法人 福島大学	◇不正の種別	架空請求（カラ出張）
◇不正が行われた年度	平成 24 年度～ 令和４年度	◇不正に支出された研究費の額	996,280 円

虚偽の出張申請

発覚

非現実的な出張（用務地へ宿泊する方が経済的・効率的であるにもかかわらず、深夜に帰宅し早朝に出発するなど）が度々行われており、**出張先の団体等に事実確認を求めたところ、複数の団体等から「出張の事実が確認出来ない。」旨の回答**があった。

調査結果

架空請求した研究費を不正に使用

【動機・原因】

研究用図書を**大学のシステムを通して購入すると割高になり研究費が不足するため、架空請求した旅費で大学のシステムを通さず研究用図書を購入**した。さらに、年度末の予算執行締め切り後に図書が必要になる場合に備え、**不正に領得した旅費を自らの口座にストック**した。

【手法】

学会等の案内をインターネットで入手し架空請求を行い、虚偽の出張報告書を提出することにより大学から旅費を領得した。

【発生要因】

研究費の不正使用を行った背景には、当該教員の**研究倫理及び行動規範遵守の意識の欠如**があった。また、学会参加証等の用務実態を証明する書類の提出は必須としておらず、**用務実態の確認が行われていなかった**。

用務実態を証明するため、復命書には出張内容を詳細に記載

研究機関が行った措置

当該職員は**諭旨解雇処分**となった。大学は記者会見を行うとともに、ホームページに公表した。

重い処分

まとめ

今回ご紹介した事案の発生要因は「研究倫理及び行動規範遵守の意識の欠如」と「用務実態を証明する書類の提出がなかった」という点です。
本学では３年に１度、コンプライアンス・研究倫理教育を実施しており、次回は令和６年度に実施予定です。本学全体の不正防止意識の向上に繋がるよう、準備を進めてまいります。

また、用務実態を証明する書類の重要さについても実感いただけたかと思います。「契約事務マニュアル」には、各手続きにおいて、実態の証明に必要な提出物等が明記されています。手続きの際には契約事務マニュアルをご活用いただき、引き続き適正な事務処理に努めていただきますようお願いします。

＜不正防止に向けた取組＞

研究費不正根絶のために、文部科学省のガイドライン改正等が行われるとともに、本学でも不正を起こさない、起こさせない組織風土づくりに取り組んでいます。

9 月末に、本学の管理体制状況等を把握するために、文部科学省の職員が来学した際、今後の取り組み等について意見をもらい、それに基づき本学の不正防止に向けた取り組みを強化しているところです。

＜参考＞

本学 HP の、不正防止に関するページです。

文部科学省が発表している､最新の不正使用事案等も紹介していますので、下記 URL よりご確認ください。

＜研究活動上の不正行為への対応＞
https://www.oka-pu.ac.jp/guide/page-162/page-314/

＜研究費の不正使用防止に関する取組＞
https://www.oka-pu.ac.jp/research/page-31045/page-1707/

＜研究活動上の不正行為防止等に関する取組＞
https://www.oka-pu.ac.jp/research/page-31045/page-1690/